

町田市介護サービス事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、介護サービス事業者とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者
- (2) 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (3) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）

(指定の申請等)

第3条 次に掲げる介護サービス事業者の指定の申請は、町田市介護サービス事業者指定申請書により行うものとする。

- (1) 法第78条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定
- (2) 法第79条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者の指定
- (3) 法第115条の12第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
- (4) 法第115条の45の5第1項に規定する指定事業者の指定

2 前項各号に掲げる指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第4条 次に掲げる介護サービス事業者に関する変更の届出は、町田市介護サービス事業者変更届出書により行うものとする。

(1) 法第78条の5第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項に変更があったときの届出

(2) 法第82条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項に変更があったときの届出

(3) 法第115条の15第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地その他省令で定める事項に変更があったときの届出

2 次に掲げる介護サービス事業者の事業の再開に係る届出は、町田市介護サービス事業者再開届出書により行うものとする。

(1) 法第78条の5第1項の規定による休止した指定地域密着型サービスの事業を再開したときの届出

(2) 法第82条第1項の規定による休止した指定居宅介護支援の事業を再開したときの届出

(3) 法第115条の15第1項の規定による休止した指定地域密着型介護予防サービスの事業を再開したときの届出

3 次に掲げる介護サービス事業者の事業の廃止又は休止に係る届出は、町田市介護サービス事業者廃止・休止届出書により行うものとする。

(1) 法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときの届出

(2) 法第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときの届出

(3) 法第115条の15第2項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときの届出

4 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、第1項の町田市介護サービス事業者変更届出書により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、市長が必要ないと認める事項に

については、この限りでない。

5 指定事業者は、休止したその指定に係る第1号事業を再開したときは、第2項の町田市介護サービス事業者再開届出書により、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

6 指定事業者は、その指定に係る第1号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、第3項の町田市介護サービス事業者廃止・休止届出書により、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の辞退)

第5条 法第78条の8の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の辞退は、町田市介護サービス事業者指定辞退届出書により行うものとする。

(指定の更新の申請等)

第6条 次に掲げる介護サービス事業者の指定の更新の申請は、町田市介護サービス事業者指定更新申請書により行うものとする。

(1) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者の指定の更新

(2) 法第79条の2に規定する指定居宅介護支援事業者の指定の更新

(3) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新

(4) 法第115条の45の6に規定する指定事業者の指定の更新

2 第3条第2項の規定は、前項各号に掲げる指定の更新について準用する。

3 省令第140条の63の7の規定により町田市が定める指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

(事業所情報の提供)

第7条 市長は、第3条第1項各号に掲げる指定、第4条に規定する届出の受理、前条第1項各号に掲げる指定の更新又は法第115条の45の9の規定による指定事業者の指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下この条に

において「指定等」という。)をしたときは、東京都、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 事業所の名称及び所在地

(2) 指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

(3) 事業の種類

(4) 指定等をした年月日

(5) 事業開始年月日

(6) 運営規程

(7) 介護保険事業所番号

(8) 管理者の氏名、生年月日及び住所

(9) 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(様式)

第8条 この規則に定める書類の様式は、市長が別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、介護サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(町田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 町田市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年4月町田市規則第35号）

(2) 町田市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する規則（平成28年9月町田市規則第125号）

(3) 町田市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成30年3月町田市規則第30号）

（経過措置）

3 この規則の施行の際、前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。